

高事第1080号

令和6年4月9日

介護サービス事業者 様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

介護サービス利用者の体調急変時における救急搬送時の付き添いについて（通知）

日頃から本府高齢福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

先般の介護サービス利用者の体調急変時における救急搬送時の付き添い等についてのアンケートにご協力いただきありがとうございました。

アンケートの結果、多くの介護サービス事業所等において、利用者の救急搬送が必要となった場合に、病院や救急隊員からの要請を受けて、職員が付き添いを行っていることがわかりました。

事業所等においては、利用者が適切に医療処置を受けることができるように対応する必要があると認識され緊急搬送時に付き添いいただいておりますが、一方で、事業所等の人員体制等によっては、必ずしも付き添いできない場合があることも想定されます。

そのため、先般、府健康医療部から、改めて救急搬送先となる医療機関に対して、救急搬送時に付き添いを求める際には、事業所等の実情を踏まえて過度な負担を求めることがないよう配慮を求めたところでございますのでご承知おきください。

また、医療機関が付き添いを求める理由には、利用者の既往歴等の情報把握があることから、予め、事業所等が利用者の既往歴等をまとめておき、救急隊員に情報提供することでスムーズな対応が可能となる事例もありますので、事業所等においては、利用者の体調急変に備え、日頃より、利用者の既往歴等を把握いただき、別紙をご参考にまとめておいてくださいますようお願いいたします。

なお、同様の内容で既にまとめている場合は、改めて別紙を作成していただく必要はございませんことを申し添えます。

【問合せ先】

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

居宅グループ

電話：06-6944-7099（直通）